



福岡医発第2535号（地）
平成27年12月22日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び同法第53条の11第1項に基づく結核の届出について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり福岡県保健医療介護部より通知がありました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条第1項及び同法第53条の11第1項の規定に基づき医師及び病院の管理者が行う届出（以下「届出」という。）の義務の遵守につきましては、平成26年5月1日付福岡医発第0345号（地）にてご連絡申し上げたところですが、先般、厚生労働省が実施した本県の結核に関する公衆衛生関係行政指導監査において、感染症法に規定する期限を超えて届出が提出された複数の事例が依然として見受けられとのことでした。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、感染症法の規定による健康診断、就業制限及び入院等を行うための前提となるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、感染症法に規定する届出期限の遵守の徹底について貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 感染症法第12条第1項による結核に関する医師の届出

医師は診察の結果、結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について、厚生労働省令に定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっています。

2 感染症法第53条の11第1項による病院管理者の届出

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、その患者について厚生労働省令に定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっています。

27保衛第2612号
平成27年12月1日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び同法53条の11第1項に基づく結核の届出について

本県の保健医療介護行政につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第12条第1項及び同法第53条の11第1項の規定に基づき医師及び病院の管理者が行う届出(以下「届出」という。)の義務の遵守につきましては、平成26年4月18日付け福岡県保健医療介護部長通知において周知を依頼したところです。

先般、厚生労働省が実施した本県の結核に関する公衆衛生関係行政指導監査において、感染症法に規定する期限を超えて届出が提出された複数の事例が依然として見受けられました。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、感染症法の規定による健康診断、就業制限及び入院等を行うための前提となるものです。

つきましては、貴会会員に対し、感染症法に規定する届出期限の遵守の徹底について、再度周知していただきますようお願いします。

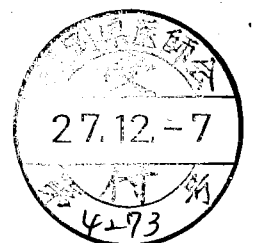
記

1 感染症法第12条第1項による結核に関する医師の届出

医師は診察の結果、結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について、厚生労働省令に定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっています。

2 感染症法第53条の11第1項による病院管理者の届出

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、その患者について厚生労働省令に定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっています。





26 保衛第220号
平成26年4月18日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び同法53条の11第1項に基づく届出について

本県の保健医療介護行政につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第12条第1項の規定に基づく医師が行う届出の義務の遵守につきましては、平成23年3月23日付け福岡県保健医療介護部長通知において周知を依頼したところです。

先般、厚生労働省が、本県に対し実施しました結核に関する公衆衛生関係行政指導監査において、感染症法第12条第1項及び第53条の11第1項の規定に基づく医師及び病院の管理者が行う届出について、感染症法に規定する期限を超えて提出された複数の事例が見受けられました。

これらの届出につきましては、結核患者を保健所において把握し、感染症法の規定による健康診断、就業制限及び入院等を行うための前提となるものです。

つきましては、貴会会員に対し、感染症法に規定する届出期限の遵守の徹底について、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 感染症法第12条第1項による結核に関する医師の届出

医師は診察の結果、結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について、厚生労働省令に定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっています。

2 感染症法第53条の11第1項による病院管理者の届出

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、その患者について厚生労働省令に定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっています。